

第1回 定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年1月30日(月) 午前9時53分から午前11時55分
2. 開催場所 都農町役場本館会議室
3. 出席委員 1番 土工 武徳 2番 矢野 弓広 3番 三輪 篤志 4番 黒木 真樹
5番 河野 通廣 6番 山口 安彦 7番 河野 光弘 8番 河野 幸代
9番 黒木 博 10番 上野 増雄 11番 森川 真由美 12番 黒木 照男
13番 塩月 傳三 14番 河野 良一
4. 欠席委員 なし
5. 議事日程
 - (1) 会長あいさつ
 - (2) 議事録署名委員の指名
 - (3) 会期の決定
 - (4) 諸報告
 - (5) 議事
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
 - 議案第5号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
 - 議案第6号 事業計画変更申請の進達について
 - 議案第7号 非農地証明の決定について
 - 議案第8号 平成29年農作業料金(参考)(案)の決定について
 - 議案第9号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想改定(案)に対する意見について
6. その他
 - あっせんの申し出について
 - あっせん委員の指名について
 - 許可不要転用届
 - 農用地利用配分計画の認可について(報告)
 - 農地パトロール報告(1班)
7. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 野津手道信
 - 事務局長補佐 黒木 真理
 - 農政係長 吉川 理恵

8. 会議の概要

1. 開会

○局長

ご起立ください。

ただ今から、第1回定例農業委員会総会を開会いたします。

一同礼。

○議長

新しい年がスタートいたしまして早1ヶ月が過ぎようとしていますけれども、行政につきましては先ほど開会前に町長から報告がありましたが、私も気を引き締めて農地、農業情勢に気を配っていきたいと思っております。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。また、農業委員会新制度についてもご理解とご協力をお願いします。

本日は委員の皆さん全員出席です。議案に対しまして真剣に審議の程よろしくお願いを申し上げます。

2. 議事録署名

委員の指名

○議長

議事録署名委員の指名を行います。

都農町農業委員会会議規則第13条の規定により議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということで、本日の議事録署名委員を10番委員と11番委員にお願いします。

なお、本日の書記は事務局の黒木補佐と吉川係長の両職員にお願いをいたします。

3. 会期の決定

○議長

次に「会期の決定」ですが、本日1日限りで異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしということで、会期は本日1日限りと決定といたします。

4. 諸報告

○議長

それでは「諸報告」を行います。

(省略)

以上で「諸報告」を終わります。

5. 議事

○議長

それでは、「議事」に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。まず所有権移転の申請について、整理番号1（受付番号3）からお願

いたします。

○局長

※整理番号1の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■（■■）

譲渡人：■■■■■（■■）

【移動区分】贈与

【経営状況】家族：3人 労働力：3人 経営面積：7944㎡

【土地表示】字：■■■■■ 地番■■■■■番■ 地目：畑 面積：345㎡

○議長

担当委員からの説明をお願いいたします。

○5番委員

字が■■■■■になっていますので私から報告します。議案をいただいて、毎日電話をかけていますが、不在で、昨夜までかけましたけど、連絡が取れませんでした。

現場を見てみますと、草刈りとかされており、管理はされておりました。周りにちょっと果樹が植えてありまして、井戸があるみたいで以前は家があったのかなと思いつつ見ながら見たところでした。審議の程よろしく願います。

○事務局

申請地は昭和55年6月、贈与により譲渡人が住宅敷地として取得したのですが、これまで事業完了されないまま、30年以上、譲渡人が■■より通作し、畑として桃や柿を植え、管理耕作してきたということです。最近、譲渡人が高齢となり、通作が厳しくなったため同居の息子である譲受人が草刈り等で通作しており、今回贈与を受けることになりました。

昭和55年ですので、その時の贈与の経緯が、古い農地台帳により贈与での転用申請であったという情報しかわからないところが正直なところです。

譲受人は、■■に田57a、畑22aを所有し、妻と共に水稻、露地野菜の作付けをしています。年間の農作業従事日数は150日以上、田植え機、耕運機、トラクター等の農機具を所有しています。

約1時間かけての通作になりますが、これまでと同じようにここを畑として管理し、露地野菜を作付けすることです。

○議長

担当委員と事務局からの説明が終わりましたが、意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

無いようでしたら採決をいたします。

許可することに同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので許可することに決定いたします。
それでは整理番号2（受付番号4）をお願いいたします。

○局長

※整理番号2の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■（■■■）

譲渡人：■■■■■（■■■）

【移動区分】贈与

【経営状況】家族：2人 労働力：2人 経営面積：3551㎡

【土地表示】字：■■■■■ 地番■■■■■番■ 外1筆 地目：田
面積：3551㎡

○議長

事務局から終わりました。では、担当委員から説明をお願いいたします。

○7番委員

譲受人と譲渡人は、おじいさんと孫という関係にあります。今まで貸借を結び3年くらい経つということでしたが、土地を正式に贈与してもらい、自分の名義で経営をしたいということでした。審議の程、よろしくをお願いいたします。

○議長

担当委員から終わりましたが、事務局から補足の説明がありましたらお願いいたします。

○事務局

譲受人は認定新規就農者として、すでにこの申請地に利用権を設定し、妻とともに施設野菜を中心とした経営を行っているところです。農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件は満たしていると考えます。

○議長

担当委員と事務局からの説明が終わりました。現所有者が孫に贈与ということでもあります。意見がありましたらお願いいたします。

（質疑なし）

ありませんか。無いようでしたら採決をいたします。
許可とすることに同意される方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員ですので許可といたします。
それでは、整理番号3（受付番号5）をお願いします。

○局長

※整理番号3の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■（■■■）

譲渡人：■■■■■（■■■）

【移動区分】 売買

【経営状況】 家族：3人 労働力：3人 経営面積：13783 m²

【土地表示】 字：■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：817 m²

○議長

事務局から終わりましたが、担当委員から説明をお願いいたします。

○14番委員

譲受人である■■■■■さんが、今回817 m²を買い取るものですが、これについては、議案第3号、農地法第5条申請の整理番号2番に上がっております転用案件に絡んだ土地の売買になっております。

譲渡人が所有している山林について、この転用事業者に譲渡する際、そこに隣接しているこの農地817 m²も一緒に買ってほしいとのことで、仲介していた不動産会社の役員である譲受人に相談をされ、兼業農家でもある譲受人が買い取るということになったそうです。作付する作物については検討中であるそうです。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

担当委員から終わりましたが、事務局から補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

先ほどの担当委員の説明にもありましたが、県外在住の譲渡人が、隣接する山林等を売却した際、通作の関係で管理耕作の厳しい申請地を譲受人に購入してもらうことになったということです。譲受人は兼業ではありますが130 aの農地を所有し、家族と共に水稻、果樹、露地野菜等の作付けをしています。年間150日の農作業従事日数で、トラクター、田植え機等の農機具も所有していることなどから許可要件は満たしていると考えます。

○議長

担当委員と事務局からの説明が終わりましたが、意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

無いようでしたら採決をいたします。
許可とすることに同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので、許可といたします。
続きまして整理番号4(受付番号6)をお願いいたします。

○局長

※整理番号4の議案書を局長が朗読。

【申請者】 譲受人：■■■■■（■■■）

譲渡人：■■■■■ 外1名 (■■■)

【移動区分】 売買

【経営状況】 家族：3人 労働力：3人 経営面積：76430 m²

【土地表示】 字：■■■ 地番：■■■■■番■ 外1筆 地目：田

総面積：3033 m²

- 議長 事務局から終わりました。では担当委員から説明をお願いいたします。
- 5番委員 譲渡人は、お父さんが早くに亡くなられて、おじいさんから受け継いで農業を始めました。申請地にはハウスが建っており、トマトを最新の溶液栽培で作付したのですが、経営がうまくいかず負債が多くなりまして、手放したいということになりました。譲受人の子供達と共同で資金を借りていたことなどから、その融資先の農協から譲受人に相談があり、今回、買い取るということで話が出来たと聞いております。よろしくご審議をお願いいたします。
- 議長 担当委員から終わりましたが、事務局から補足説明がありましたらお願いします。
- 事務局 申請地は共有名義となっておりますが、これは譲渡人とその奥さんとの共有名義になっているものです。
譲受人が規模拡大のため、営農の厳しくなった譲渡人から申請地を購入するものです。譲受人は約2haの施設野菜を主とする認定農家です。許可要件は満たしていると考えます。
- 議長 担当委員と事務局からの補足が終わりまじけれども、意見がありましたらお願いいたします。
- 2番委員 譲渡人は、離農されるのですか。
- 5番委員 現在は他の仕事をされているようです。
- 2番委員 先ほどJAから相談を受けたということでしたが、ほかにも農地があると思うんですね。その辺りも注意しとかなないと、JAさんが担保なり取っているということになれば、今後、当然売買になるのかな。こんなケースは今までもいくつもありましたけれど、JAさんが担保として取っている農地が荒れて荒廃地になっていくという状況がありましたので、農業委員会としても注意しておかないといけないのかなと思います。
- 5番委員 譲受人から聞いたところ、■■■■■円で買い取るということでありまして、農協から借りた資金を全てそれで賄うのかなと思っています。

○議長

他にはありませんか。

○2番委員

譲渡人所有農地のうち1箇所ですね。資材が置きっぱなしになっているところがありました。担当委員も把握されてると思いますが。そのことについても農業委員会として注意しておかないといけないと考えます。このまま荒れていきそうなところですので、今後もパトロールで注意していったらいいんじゃないかと思います。

○5番委員

そうですね。もともとおじいさん、お父さんが、ブドウを作っておられましたが、その跡については譲渡人も手が回らないという感じになってるんですよ。今後、農業されるかどうかというのはもう少し様子を見ていこうと思っております。

○議長

パトロール等については、担当委員は当然ですけども、今後も見守っていくことにしましょう。他にありませんか。

(質疑なし)

無いようでしたら採決をいたします。
許可とすることに同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので、許可することに決定いたします。
それでは、貸借権の設定に係る申請について、整理番号1（受付番号1）からお願いいたします。

○局長

※整理番号1の議案書を局長が朗読。

【申請者】借受人：■■■■■ (■■)

貸渡人：■■■■■ (■■)

【移動区分】賃貸借

【経営状況】家族：2人 労働力：2人 経営面積：11079 m²

【土地表示】字：■■ 地番：■■■■■番 外2筆 地目：畑

総面積：7248 m²

○議長

事務局から終わりました。では担当委員から説明をお願いいたします。

○3番委員

借受人に確認をしました。この京塚の987 m²の農地については既に今まで借りておられたとのこと。今回新たに2筆を加えて正式に貸借権を設定するとのことでございます。牛は8頭です。

○議長 担当委員から終わりましたが、事務局から補足がありましたらお願いいたします。

○事務局 借受人は妻と共に畜産業を営む農家で、申請地を飼料畑として5年間賃貸借により借り受けます。トラクター2台、農業用トラック等の農機具を所有し、農作業従事日数は330日とのことです。農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件は満たしていると考えます。

○議長 担当委員と事務局からの補足が終わりました。繁殖牛農家というようなことでありますが、意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

無いようでしたら採決をいたします。
許可とすることに同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので、許可といたします。
それでは整理番号2(受付番号2)をお願いいたします。

○局長 ※整理番号2の議案書を局長が朗読。

【申請者】借受人：■■■■■ (■■■)
貸渡人：■■■■■ (■■■)

【移動区分】賃貸借

【経営状況】家族：2人 労働力：2人 経営面積：25115 m²

【土地表示】字：■■■■■ 地番：■■■■■番■ 地目：畑
面積：2401 m²

○議長 これは私の担当です。借受人は認定農家で、露地野菜を中心とした経営をされております。露地野菜の規模拡大ということで、この土地を借りたいというようなことでございます。皆さん方のご意見をお願いいたします。
事務局から補足がありましたらお願いいたします。

○事務局 申請地は労力不足により今年A判定となっておりますが、解消し今回貸し付けられるものです。農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件は満たしていると考えます。貸借期間は1年となっておりますが、双方の協議により、特段の事情が無い限り法定更新により貸し付けていくとのことです。

○議長 事務局からの補足が終わりました。意見がありましたらお願いいたしま

す。

(質疑なし)

無いようでしたら採決をいたします。
許可とすることに同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので、許可といたします。
以上、議案第1号は全件許可といたします。
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題としま
す。整理番号1(受付番号1)をお願いいたします。

○局長

※整理番号1の議案書を局長が朗読。

【申請者】■■■■■ (■■■)

【土地表示】字：■■ 地番：■■■■番■ 外3筆 地目：田畑
総面積：2312 m² (田/1713 m² 畑/599 m²)

【転用目的】牛舎、堆肥舎、ロール置場、放牧場

【施設概要】牛舎 821 m²、堆肥舎 93 m²

※始末書添付

○議長

事務局から終わりました。担当委員からの説明をお願いいたします。

○12番委員

申請人は、両親の後を継いで施設園芸を主に畜産業(繁殖牛)も経営して
おります。畜産業の規模拡大のためロール置場、放牧場建設の申請をしたわ
けですが、以前増築した牛舎等が無断転用だったということがわかり、今回
併せての申請となりました。審議の程、よろしく申し上げます。

○議長

担当委員から終わりましたが、事務局から補足がありましたらお願い
いたします。

○事務局

申請人は畜産業と施設野菜を主とする農家です。牛の成育環境を整えるた
め、牛舎の隣接農地を給仕場も設置した放牧場、それからロール置場に転用
する計画です。牛舎、堆肥舎については、許可を受けずに建設していたため
一部追認案件となります。

申請地は周辺農地の広がりから、第1種農地と判断されますが、不許可の
例外となる農業用施設への転用です。牛舎、堆肥舎については、床に鋸くず
等を敷き堆肥として使用しているため、これまで特に被害発生等もなく、新
たに設ける放牧場については、給仕場設置部分を一部コンクリート張りには
しますが、雨水は地下浸透をさせます。

放牧場のコンクリート張りの費用については申請人名義の預金通帳の写しにより確認しました。なお、■■■■番■と■■■■番■の間に赤道が入っていますが、申請者により町に工事許可申請手続き中とのことです。

○議長

担当委員と事務局からの補足が終わりました。始末書添付というようなことでございます。意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

無いようでしたら採決いたします。
承認することに同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので、承認といたします。
以上、議案第2号は承認といたします。
それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号1（受付番号1）からお願いいたします。

○局長

※整理番号1の議案書を局長が朗読。

【申請者】借受人：■■■■（■■）
貸渡人：■■■■（■■）

【移動区分】使用貸借

【土地表示】字：■■■■ 地番：■■■■番■ 地目：田 面積：414 m²

【転用目的】畜舎

【施設概要】畜舎 158 m²

【完成予定】許可日から3ヶ月

○議長

事務局から終わりましたが、担当委員からの説明をお願いいたします。

○13番委員

貸渡人と借受人は親子でして、今回、借受人夫婦が牛を増頭したいということで畜舎を建てるための転用許可を求めています。審議の程をよろしくお願いします。

○議長

担当委員から終わりました。増頭ということですが、事務局から説明の補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

申請地は農振農用地ではありますが、用途変更申請を経て農業用施設となる畜舎を建設するものです。貸渡人の農業後継者である借受人が、現在の畜舎が老朽化し敷地も狭いため、申請地に使用貸借権を設定し、新たに畜舎を建設するものです。被害防除策として周囲には柵を設置し、雨水は水路へ排

出されるよう工事を行い、家畜の糞尿は鋸くずを敷いて堆肥処理し、農地に還元するとのことです。

造成費を含む事業費については自己資金で対応するとのことで借受人の通帳の写しにより確認しました。

○議長

担当員と事務局からの説明が終わりました。意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

無いようでしたら採決いたします。

承認することに同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので承認といたします。

次に整理番号2(受付番号2)、整理番号3(受付番号3)に入る前に、関連がありますので、議案第6号 事業計画の変更申請の進達についての審議を先に行います。事務局お願いいたします。

○局長

※事業計画変更申請の進達についての議案を局長が朗読。

【申請者】被承継人：■■■■■ (■■■)

承継人：■■■■■ (■■■)

【許可を受けた土地】 字：■■■ 地番：■■■■■番■

地目：畑 面積：357 m²

【許可内容】許可年月日：平成11年12月17日

転用目的：建売住宅

【変更内容】転用事業者の変更

転用目的の変更 建売住宅→太陽光発電施設

※始末書添付

○議長

ただいま事務局からありましたけれども、転用事業者・事業目的の計画変更というようなことでございます。意見がありましたらお願いします。

(質疑なし)

無いようですので採決いたします。

事業計画変更申請の進達について同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので承認といたします。

それでは戻っていただきまして16頁です。整理番号2・3番(受付番号2・3)は受人が同じで、関連がありますので一括で提案いたします。

事務局お願いいたします。

○局長

※整理番号2、3の議案書を局長が朗読。

・整理番号2

【申請者】譲受人：■■■■■ (■■■)

譲渡人：■■■■■ (■■■)

【移動区分】売買

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■■番■ 地目：畑 面積：357㎡

総事業面積 13651.24㎡

(山林・宅地・原野 9830.24㎡を含む)

【転用目的】太陽光発電施設

【施設概要】太陽光発電施設 357㎡

【完成予定】許可日から5ヶ月

・整理番号3

【申請者】譲受人：■■■■■ (■■■)

譲渡人：■■■■■ (■■■)

【移動区分】売買

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■■番 外1筆 地目：畑

面積：3464㎡

総事業面積 13651.24㎡

(山林・宅地・原野 9830.24㎡を含む)

【転用目的】太陽光発電施設

【施設概要】太陽光発電施設 3464㎡

【完成予定】許可日から5ヶ月

○議長

事務局から終わりました。担当委員からの説明をお願いいたします。

○10番委員

整理番号2の譲渡人である■■■■■の■■■■■さんに話を聞きました。事業計画変更申請に添付された始末書に記載のとおり、建売住宅を計画していたのですが、道路が狭いということで建売住宅建設ができなかったそうです。今回、太陽光発電事業を手掛ける譲受人からこの土地を譲ってくれということで話があり、隣接する農地の所有者とともにこの法人に譲るということで話が決まったそうです。審議の程をよろしく願います。

○議長

整理番号3番について担当委員からの説明をお願いいたします。

○8番委員

先ほど10番委員さんが述べられたように、同じく太陽光発電施設という

ことで仲介の不動産からお話があり、売ることになりました。ご審議の程をよろしく申し上げます。

○議長

以上、担当委員からの説明が終わりました。事務局から補足の説明がありましたらお願いいたします。

○事務局

申請地は、周辺農地の広がりから第1種農地と判断されます。第1種農地の太陽光発電施設への転用は営農型発電設備を除いては、原則、不許可となっていますが、この案件は、農地法施行令第10条第1項第2号ニに該当させての転用です。これは、申請に係る農地を、隣接する土地と一体として同一事業の目的に供するために行うものであって、その事業の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要と認められ、申請に係る事業の総面積に占める第1種農地の面積の割合が3分の1を超えない場合に認められるものです。ここでは農地に隣接する山林・原野等も利用し、総事業面積13651.24 m²の太陽光発電施設設置事業について、第1種農地の占める割合が3分の1以下の3821 m²であることから、許可判断基準の中の立地基準については認められるということです。

被害防除策としては、添付しております事業計画書に記載されているとおりです。排水計画については建設課との協議されているとのことです。

九州電力との協議も整い、すでにその工事負担金も支払い済みとなっています。

資金については自己資金で対応するとのことで、法人名義の預金残高証明書で確認しています。

○議長

担当委員と事務局からの説明が終わりましたが、2、3番に関しまして意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。無いようでしたら採決いたします。

整理番号2番、3番について、承認することに同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので、承認といたします。

以上、議案第3号は全件承認といたします。

それでは議案第4号 農用地利用集積計画（所有権移転）の決定についてを議題とします。2件上がっております。整理番号1番（受付番号1）からお願いいたします。

○局長

※整理番号1の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■（■■）

譲渡人：■■■■■（■■）

【移動区分】売買

【土地表示】字：■■ 地番：■■■■■番■ 外1筆 地目：畑

総面積：7050 m²

【利用目的】施設園芸

【売買価格】■■■■■円

【支払方法】口座振込

【移転時期・支払期限・引渡時期】平成29年2月7日

○議長 これはあっせんの方ですね。担当委員からの説明をお願いいたします。

○10番委員 譲受人はスイトピーを栽培されております。これは去年10月11日、8番委員とあっせんをした件です。資金の都合で今月申請となったものです。審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長 あっせん委員から説明が終わりましたが、事務局から補足がありましたらお願いいたします。

○事務局 譲受人は施設園芸を主とする認定新規就農者です。この分のあっせんについては先ほど報告がありましたが、すでにあっせん委員会において成立はしていましたが、融資の関係で今月の利用集積計画書の提出となりました。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると考えます。

○議長 あっせん委員と事務局からの補足が終わりましたが、意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

無いようでしたら採決します。

この利用集積計画について、決定とすることに同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので決定といたします。

次に整理番号2(受付番号2)をお願いいたします。

○局長 ※整理番号2の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社 (宮崎市)

譲渡人：■■■■■（■■■）

【移動区分】 売買

【土地表示】 字：■■■■■ 地番：■■■■■番■ 外1筆 地目：畑
総面積：4533 m²

【利用目的】 飼料作物

【売買価格】 ■■■■円

【支払方法】 口座振込

【移転時期・支払期限・引渡時期】 平成29年2月21日

※購入者：■■■■■

※機構が行う農用地売買事業を活用（一時貸付タイプ）

○議長

あっせん委員からの説明をお願いします。

○4番委員

今月11日に9番委員とあっせんを行いまして、2筆で■■■■■円、反当たり■■■■■円で合意成立しました。

○議長

あっせん委員から説明が終わりました。事務局から補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

まず、機構経由でこの農地の購入を希望する法人の農地所有適格法人としての要件について説明します。

その要件とは、法人形態が非公開の株式会社であること。事業内容が農業を主としていること。農業関係者が総議決権の過半を占めること。役員のおよ半が農業に常時従事する構成員であることの四点です。まず、組織形態は有限会社にはなっていますが、非公開の株式会社に該当します。事業内容はその定款により和牛・農産物の生産・販売ということで農業を主とした法人です。構成員は法人の農業に常時従事、原則150日以上従事するものですが、代表の■■■■■さん1名となります。役員は代表の■■■■■さんと奥さんである■■■■■さん2名でいずれも農業に常時従事しています。

以上のことから、この法人については、農地所有適格法人としての要件を満たしていることとなります。また、都農町の認定農業者でもあります。

今回のこのあっせん事業では、機構が行う農用地売買事業の一時貸付タイプを活用しています。この一時貸付タイプについては説明資料を添付しておりますのでご覧下さい。事業の詳細について、吉川係長が説明をします。

○事務局

お手元に両面刷りの農地中間管理機構が行う農用地売買事業の説明資料を配付しています。農地中間管理機構が行う農用地売買事業は3種類あります。配付した資料の中には一時貸付タイプと分割払いタイプしか書いてありませんが、即売タイプというのもあります。今回の購入希望者である法人は、一時貸付タイプを選択されました。詳細は裏面になります。

一時貸付タイプは最長5年と書かれた絵の載ったページですのでご覧下さい。この一時貸付タイプは、農地の所有者である■■■さんから農地中間管理機構

(農業振興公社)が、購入者に代わって農業経営基盤強化促進法より買受けし代金を支払って所有権を得ます。この買受けの部分が今回の売買となります。この農地については、農地中間管理機構が購入者に対して5年間貸付けをします。貸付けについての手続きはまた後ほど出てきますけれども、28頁の議案第5号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定についての整理番号4に賃貸借権の設定分で上がっています。この一時貸付タイプでは、5年後に購入者が売買代金と諸経費を機構に支払い、今度は農業経営基盤強化促進法で中間管理機構が購入者である■■■■に土地を売り渡す形で所有権移転を行うものです。

○議長

ご理解いただけましたか。あつせん委員と事務局の説明が終わりましたけれど、意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

無いようでしたら採決いたします。

この利用集積計画について決定とすることに同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので決定といたします。

以上、議案第4号は決定といたします。

続きまして、議案第5号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定についてを議題とします。

整理番号1(受付番号1)からお願いいたします。これは中間管理権の設定ですね。事務局お願いします。

○局長

※整理番号1の議案書を局長が朗読。

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社 (宮崎市)

貸渡人：■■■■ (■■)

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：4452㎡

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成29年3月1日～平成39年2月28日(10年間)

○議長

1番に関しましては中間管理権の設定ということで、あとの資料を参考にさせていただければと思います。何か意見はありませんか。

(質疑なし)

無いようでしたら採決します。

この件に関して、決定とすることに同意される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員ですので決定といたします。

整理番号2番は取下げということですので、整理番号3(受付番号3)をお願いいたします。

○局長

※整理番号3の議案書を局長が朗読。

【申請者】借受人：■■■■■(■■■)

貸渡人：■■■■■(■■■)

【移動区分】使用貸借

【土地表示】字：■■ 地番：■■■■■番■ 外1筆 地目：畑

総面積：5597 m²

【利用目的】施設園芸

【始期～終期】平成29年2月1日～平成34年1月31日(5年間)

○議長

事務局から終わりました。借受人が町外ですので、説明は事務局でお願いいたします。

○事務局

認定新規就農者である借受人が、父の所有農地を使用貸借により利用権設定するものです。借受人は宮崎農業実践塾でハウス促成いちご栽培について学び、昨年6月に研修を終え、今年6月まで■■■町内の尾鈴農協いちご部会会員農家で研修します。この研修終了後、妻と共にいちご栽培を始めるのに必要な施設設置のため、父の農地を借り受けます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると考えます。

○議長

事務局から説明があったとおりですけれども、意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

無いようでしたら採決いたします。

決定とすることに同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので決定といたします。

では、整理番号4(受付番号4)をお願いいたします。

○局長

※整理番号4の議案書を局長が朗読。

【申請者】借受人：■■■■■（■■■）

貸渡人：宮崎県農業振興公社（宮崎市）

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■■■ 地番：■■■■■番■ 外1筆 地目：畑

総面積：4533㎡

【利用目的】飼料作物

【始期～終期】平成29年2月21日～平成34年2月20日（5年間）

※機構が行う農用地売買事業（一時貸付タイプ）活用に係る利用権設定。

○議長

事務局から終わりました。担当委員からの説明をお願いいたします。

○4番委員

先ほどの議案第4号の整理番号2のあっせんのところの説明がありましたとおりですね。前所有者が耕作が出来なくなったということで、農地所有適格法人の■■■■■さんが買い取ることになりましたが、機構の事業を活用されるため、5年間の利用権設定により飼料作物を作付けされるそうです。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

担当委員から終わりました。事務局から補足がありましたらお願いします。

○事務局

特にありません。

○議長

ほかに意見は無いですか。

意見がありましたらお願いいたします。

（質疑なし）

無いようでしたら採決いたします。

決定とすることに同意される方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員ですので、決定といたします。

以上、議案第5号は全件決定といたします。

それではここで暫時休憩といたします。

（休憩 AM11:00～AM11:10）

○議長

それでは会議を再開いたします。

議案第7号に入る前にお伝えします。審議の都合上、議案第8号と第9号

の順番を変更して、議案第7号の後に第9号、そして第8号を上程させていただきます。ご理解とご協力をよろしく申し上げます。

それでは議案第7号 非農地証明の決定についてを議題といたします。

1(受付番号1)からお願いいたします。

○局長

※整理番号1の議案書を局長が朗読。

【申請者】 ■■■■ (■■)

【土地表示】 字：■■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：400㎡

【事由】 10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地

○議長

これは、農地委員会からの説明をお願いいたします。

○4番委員

1月20日の農地委員会の際、調査を9番委員と私と土工会長とで行いましたのでその報告をさせていただきます。

現状は雑木あり。形状は整形であり傾斜はなく平地。土壌は土のみ。周辺は住宅。農地への進入路がないため耕作手段は人力。補助事業の可能性は無く、住宅に囲まれているためと非農地とすることでの周辺への影響はない。以上のことから非農地相当と判断いたしました。

○議長

農地委員会からの報告が終わりました。42頁の図面を見ていただき、意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

無いようでしたら採決します。

申請地を非農地とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

異議無しということで非農地とすることに決定いたします。

次は整理番号2(受付番号2)をお願いいたします。

○局長

※整理番号2の議案書を局長が朗読。

【申請者】 ■■■■ (■■)

【土地表示】 字：■■ 地番：■■■■番■ 外1筆 地目：田
総面積：1332㎡

【事由】 10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地

- 議長 農地委員会からの報告をお願いいたします。
- 4番委員 同じく農地委員会での判断を報告いたします。
現状は雑木あり一部は竹林。形状は不整形で傾斜については平地。土壌は土のみと思われるが水が湧くというような状況です。周辺の状況として裏手が急傾斜面です。農地への進入路はあります。耕作手段は耕運機は入ると思われますが補助事業の可能性はなく、非農地とすることでの周辺への影響はないと考えます。よって非農地相当と判断いたしました。
- 議長 農地委員会の報告でしたけれども意見がありましたらお願いいたします。
(質疑なし)
無いようでしたら採決します。
申請地を非農地とすることについて異議ありませんか。
(異議なし)
異議無しということですので、非農地とすることに決定といたします。
それでは先ほど話しましたように議案の順番の変更ということで、議案第9号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想改定(案)に対する意見についてを議題といたします。
この議案についての説明を産業振興課の黒木補佐をお願いしていますので、黒木補佐から説明を受けます。
- 産業振興課 ※農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想改定(案)について黒木補佐が朗読しながら説明を行う。
【改定の理由】・宮崎県の農業経営基盤強化の促進に関する基本方針の改定(平成28年10月)に伴う改定
・平成24年3月に作成した基本構想が5年を経過したことに伴う改定(農基法施行令第1条)
【改定の主な要点】・農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営(認定農業者等)の指標改定
・その他現状に合わせた文言等の改定
- 議長 何か意見はありませんか。
- 6番委員 改定案の8頁の別表1の効率的かつ安定的な農業経営の指標中、(農業経営の指標の例)の生産方式で示されている資本装備について、現状に合っていないのではと思います。例えば、農機具としてライムソアーとかマニアス

プレッダーとか、今は施設野菜・露地野菜等使われているのに載っていないですね。

○2番委員

同じ意見です。この資本装備の特に農機具については、農家がどんな機械類を使っているかを確認し、現状にあった内容に改定されることをお願いします。

○議長

ほかに意見はありませんか。よろしいですか。

(異議なし)

それでは、今、出された意見をこの改定(案)に対しての意見書にまとめ、町部局に提出することにします。よろしいですか。

(異議なし)

議案9号については、以上で終わります。

続きまして、議案第8号 平成29年農作業料金(参考)(案)についてを議題といたします。事務局お願いいたします。

○局長

※農作業料金(参考)(案)を局長が朗読。

平成29年農作業料金(参考)(~~案~~)

○議長

作業区分		単位	都農町
荒	田 耕	10 a 当たり	5,400円
荒	代	10 a 当たり	3,240円
植	代	10 a 当たり	4,320円
畔	塗	1 m	54円
荒田～仕上げまで		10 a 当たり	11,000円
荒田～田植(諸仕事・畔塗含む)		10 a 当たり	17,000円
田 植	機 械 植	10 a 当たり	5,832円
	側 条 施 肥	10 a 当たり	6,480円
コンバイン刈り取り		10 a 当たり	15,444円
バインダー刈り取り		10 a 当たり	6,480円
ハーベスター	刈 落 と し	10 a 当たり	6,480円
	刈 落 と し 運 搬	10 a 当たり	10,800円
脱穀(籾30kg)ハーベスター含む		一 俵	324円
一 般 作 業		8 時 間	5,800円
時 間 賃 金		1 時 間	714円
稲わら梱包(ヘーベラー)		10 a 当たり	5,400円

○局長

事務局から説明がありましたけれども、例年どおり、おおむね尾鈴農業公社の料金と合わせた料金で提案されています。意見があればお願いいたします。

(質疑なし)

○議長

ありませんか。無いようでしたら採決します。
この案で決定とすることに同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○局長

全員ですので、決定といたします。(案)を消してください。
次にその他に入ります。あっせんの申出が上がっております。事務局お願いいたします。

※あっせん1の申出書を局長が朗読。

○議長

【申請者】出し手(受け手): ■■■■ (■■)
出し手(受け手): ■■■■ (■■)

【土地表示】字: ■■■■ 地番: ■■■■番 外2筆 地目: 畑
総面積: 2722 m²

○局長

【移動区分】交換

この交換の案件につきましては、地区担当委員の8番委員と順番委員とし

て10番委員ということでお願いいたします。

あっせん2をお願いいたします。

※あっせん2の申出書を局長が朗読。

○議長

【申請者】出し手：■■■■■ (■■)

受け手：■■■■■ (■■)

【土地表示】字：■■ 地番：■■■■■番■ 地目：畑 面積：2612㎡

○局長

【移動区分】売買

担当委員は、地区担当委員として2番委員と順番委員で10番委員ですね。では、次のあっせん3をお願いいたします。

※あっせん3の申出書を局長が朗読。

○議長

【申請者】出し手：■■■■■ (■■)

受け手：■■■■■ (■■)

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■■番■ 地目：畑 面積：368㎡

○6番委員

【移動区分】売買

○議長

これは8番委員と10番委員であっせんをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○事務局

次に許可不要転用届が出ておりますので報告をお願いいたします。

※局長が許可不要転用届について報告。

【届出者】■■■■■ (■■)

【土地の表示】字：■■ 地番：■■■■■番■ 地目：畑 面積：180㎡

【施設の概要】耕作道180㎡(町道からの進入路として使用)

次に中間管理事業の農用地利用配分計画の認可について(11月総会決定分)の報告です。55頁から57頁にあります。

続いて、農地パトロール(1班)の報告をお願いいたします。

○議長

(内容省略)

○局長

お疲れ様でした。ここで事務局から追加の報告があるとのこと。

12月総会で承認いただいた■■地区の営農型太陽光発電施設の転用事業については、1月11日、県農業会議常設審議委員会において、承認することについて同意されましたので、同日付けで児湯農林振興局に進達をいたしました。県農村計画課、営農支援課の専門技術員等を交えた審査の結果、1月2

5日付けで転用許可となりました。したがって同時に提出されていた農地法第3条の地上権設定についても同日付けで許可書を発行します。

県内でも珍しいこんにゃく栽培での営農型太陽光発電になりますが、この営農については県の営農支援課でも指導していくとのことです。県農村計画課においても、その進捗状況は、随時見ていくとのことで、地元の農業委員会としても、今後の事業進捗状況、営農状況等に関して一緒に注視していくべきと考えます。よろしく申し上げます。以上、報告します。

以上で、本日の議案審議、報告等はすべて終了しました。

ご起立ください。

以上をもちまして第1回定例農業委員会総会を閉会いたします。

一同礼。

上記議事の経過ならびに結果を明確にするためこの議事録を作成し、議事録署名委員はこれに署名押印した。

都農町農業委員会定例総会 議長

㊟

議事録署名委員 10番

㊟

議事録署名委員 11番

㊟